

**文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の
平成23年度予算等への反映状況**

| 六つの重点戦略 | 対応方針・関連施策 (○予算, ▽税制, ◇条約・法令等, □指導・通知その他) | 平成23年度 予算額 | 平成22年度 予算額 | 備考 |
|--------------------------------|--|---------------|---------------|---|
| | | 【単位:百万円】 | | |
| 重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援 | | | | |
| ◆ 文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入 | ○文化芸術団体への支援方法を抜本的に見直し、インセンティブが働く新たな支援制度を導入 (支援対象を公演以前の芸術創造活動に限定し、公演自体の収支が支援額に影響しない新たな支援方法及び年間の公演に係る創造活動を積み上げた年間事業支援を導入) | 3,584 | 0 | 【新規】 ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。 |
| ◆ 諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入 | ○新たな審査・評価、調査研究等の仕組みの試行的導入 (文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、(独)日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入) | 52 | 0 | 【新規】 ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。 ※「文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会」において検討を開始(平成22年12月24日日本芸術文化振興会理事長裁定)。 |
| ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援充実 | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援 (劇場、音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動に対する支援を充実) | 1,896 | 1,600 | ※「舞台芸術創造力向上・発信プラン」の一部。 |
| ◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について検討 | ◇劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について具体的検討 (劇場、音楽堂等の現状と課題について整理するとともに、果たすべき役割や機能、運営に必要な人材、管理や運営の在り方、国の関わり方等について検討) | / | / | ※「劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会」において検討を開始(平成22年12月6日文化庁長官決定)。 |
| ◆ 美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用 | ◇「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」の制定(平成23年4月4日公布) → 平成23年度後半から制度の運用を開始予定 | / | / | ※法律の施行は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日を予定。 ※平成23年度予算の予算総則に、「補償契約の締結の限度額」として5,500億円を記載。 |
| ◆ 民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援 | ▽認定NPO法人等に対する個人からの寄附に税額控除を導入 (認定NPO法人、公益社団・財団法人等への寄附について、所得税において税額控除する制度(控除率40%・個人住民税と合わせて50%まで)を導入) | / | / | 【平成23年度税制改正措置】 |
| | ▽伝統芸能のための専用施設における軽減措置を延長 (公益社団・財団法人が所有する伝統芸能の公演のための専用施設について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を1/2に軽減) | / | / | 【平成23年度税制改正措置】 |
| ◆ 国立文化施設の機能充実及び運営見直し | □国立文化施設等に関する検討会「論点整理」(平成22年12月)を踏まえ更に検討 | / | / | |
| | □独立行政法人国立美術館及び国立文化財機構の中期目標見直し(平成23年度より第3期中期目標に移行) | / | / | |

| 重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実 | | | | |
|---------------------------------|--|-------|-------|---|
| ◆ 若手をはじめ芸術家の育成支援 | ○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 (新進芸術家を対象とする公演等を開催するとともに、分野の枠を越えた研修・発表の機会の提供や古典芸能に係る人材確保等を実施) | 1,000 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 ※文化庁が統括団体・芸術団体等に委託して実施。 |
| | ○メディア芸術祭における顕彰制度の充実 (メディア芸術祭に新たに新人賞を創設し、若手への顕彰を実施) | 282 | 308 | |
| ◆ 文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実 | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援 (アートマネジメント人材や舞台技術者等の専門人材の育成・活用を支援) | 1,896 | 1,600 | 【再掲】 |
| | ○博物館の管理・運営に関する研修 (美術館、博物館の学芸員等を対象に、博物館の管理・運営や教育普及活動を支える人材を育成) | 2 | 0 | 【新規】 |
| ◆ 文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実 | ○無形文化財の伝承 | 560 | 375 | ・重要無形文化財保持団体等補助 ・重要無形文化財保存特別助成金 |
| | ○民俗文化財の伝承・活用等 | 80 | 70 | |
| | ○文化財保存技術の伝承等 | 314 | 245 | ・選定保存技術保存団体・個人補助 |
| | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 (重要文化財等の公開活用、史跡等の復元・公開、地域に伝わる伝統芸能等の継承・公開等、地域の特色ある総合的な取組を積極的に支援し、地域の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化を推進) | 7,068 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 |
| | □伝承者養成の裾野の拡大 (重要無形文化財の指定、選定保存技術の選定が行われていない無形文化財及び文化財保存技術の中で、保存を図る必要性の高いものについて、保存団体等が行う養成事業等に対して支援) | | | |
| 重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 | | | | |
| ◆ 芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実 | ○次代を担う子どもの文化芸術体験事業 (国、地域のNPOや劇場、学校等が連携し、芸術団体や芸術家による優れた舞台芸術の鑑賞や実技指導・ワークショップ等を実施) | 4,740 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 |
| | ○伝統音楽等の普及促進支援事業 (伝統音楽の正しい知識、技能を指導者等に教授するために、実演家団体等が行う伝統音楽等の普及を促進する取組に対して支援を行うことにより、将来の伝承者・理解者を養成) | 50 | 0 | 【新規】 |
| | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 | 7,068 | 0 | 【再掲】 |
| ◆ コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実 | ○児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験 | - | - | ※「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の予算の一部で実施。 |

| 重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承 | | | | |
|--|--|-------|-------|--|
| ◆ 計画的な修復, 防災対策等による文化財の適切な保存・継承 | ○文化財の保存修理等 | 9,922 | 8,788 | ・建造物, 美術工芸品, 伝統的建造物群, 民俗文化財の保存修理等(保存修理) |
| | ○文化財の防災施設の整備等 | 1,791 | 1,908 | ・建造物, 美術工芸品, 伝統的建造物群, 民俗文化財の保存修理等(防災施設等) ・美術工芸品に関する防災・防犯施設整備等の推進 ・重要文化財等保存活用整備事業 |
| | ○美術工芸品に係る緊急防犯対策 (頻発化する盗難事件から文化財を護るため, 防災に関する研修会の実施により防災意識の向上を図る) | 5 | 0 | 【新規】 |
| ◆ 積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実 | ○民俗文化財の伝承・活用等 | 80 | 70 | 【再掲】 |
| | ○無形文化財公開活用等事業 | 28 | 53 | |
| | ○有形文化財の公開活用の推進 | 306 | 312 | ・重要文化財等公開活動推進事業 ・国有文化財等の模写模造 ・重要文化財等保存活用整備事業【再掲】 |
| | ○古墳壁画の保存・活用等 | 421 | 422 | ・高松塚古墳壁画保存・活用の推進 ・キトラ古墳保存修理等 |
| | ○NPO等による文化財建造物の管理活用の推進事業 (所有者や行政機関以外による文化財建造物管理活用の推進を図るため, 民間団体による優れた管理活用の取組に対し事業を委託) | 16 | 0 | 【新規】 |
| | ○文化庁主催の展覧会事業 | 68 | 65 | ・「国民のたから」鑑賞機会の充実 ・発掘された日本列島展 |
| | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 | 7,068 | 0 | 【再掲】 |
| ◆ 文化財の総合的な保存・活用, 登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大 | ○「歴史文化基本構想」普及促進事業 (市町村における「歴史文化基本構想」(地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的方針)の普及促進を図る) | 15 | 0 | 【新規】 |
| | ◇登録文化財の登録の推進 | | | |
| ◆ アーカイブ構築に向け, 作品・資料等の所在情報等の収集・活用 | ○メディア芸術デジタルアーカイブ (所在情報等のデータベース整備, 優れたメディア芸術作品や散逸・劣化の危険性が高い作品などのデジタルアーカイブ化を実施) | 228 | 228 | |
| | ○文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 (アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を実施) | 40 | 0 | 【新規】 |
| | ○文化遺産オンライン構想の推進 (インターネット上における文化遺産情報のポータルサイト:「文化遺産オンライン」の整備・運用を図るとともに, 災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る) | 61 | 61 | |

| 重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用 | | | | |
|---|---|-------|-------|---|
| ◆ 有形無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用 | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 | 7,068 | 0 | 【再掲】 |
| | ○「歴史文化基本構想」普及促進事業 | 15 | 0 | 【再掲】 |
| | ○文化遺産オンライン構想の推進 | 61 | 61 | 【再掲】 |
| ◆ 新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励 | ○文化芸術創造都市の推進 (国内の先駆的な取組を支援することにより文化芸術創造都市モデルの構築に繋げるとともに、国内外のネットワークを強化) | 35 | 34 | |
| | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業 (アーティスト・イン・レジデンスなど、各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業を支援し、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点形成を推進) | 161 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 |
| | ○劇場、音楽堂からの創造発信への支援 | 1,896 | 1,600 | 【再掲】 |
| ◆ 衣食住に係る文化をはじめとする「くらしの文化」の振興 | ○文化行政調査研究(関連調査の実施) | 9の内数 | 9の内数 | |
| | ○文化芸術創造都市の推進 | 35 | 34 | 【再掲】 |
| 重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実 | | | | |
| ◆ 海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実 | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業 | 161 | 0 | 【再掲】 |
| | ○国際芸術交流支援事業 | 1,120 | 1,124 | ※東アジア交流及び海外での国際共同制作を新設。 |
| | ○文化財海外交流展 | 64 | 63 | |
| ◆ 中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ | ○国際芸術フェスティバル支援事業 (我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバル(現代美術及び映画)に対し継続的に支援し、文化芸術の世界的拠点として育成し、世界の文化芸術の水準向上に大きく貢献) | 300 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 |
| | ○メディア芸術海外展 | 112 | 128 | |
| ◆ 文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実 | ○在外日本の古美術に係る博物館・美術館研究協力事業 (我が国の文化財を所有する欧米の美術館、博物館等から学芸員や専門家を招聘し、展示取扱、修復技術及び保存・管理技術の向上を目的とした研究協力を実施) | 11 | 11 | |
| | ○アジアの博物館・美術館交流事業 (アジア諸国の美術館、博物館及び文化財に関する研究機関等の館長等を招聘し、講演会や研究会等を通じて、調査、研究、研修及び情報交換の機会を提供) | 4 | 0 | 【新規】 |
| | ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業 | 7,068 | 0 | 【再掲】 |
| ◆ 文化財分野の国際協力の充実 | ○文化財の国際協力の推進 | 394 | 412 | ・文化遺産保護国際貢献事業 ・文化財保存修復研究国際センター分担金 ・アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業 等 |
| ◆ 東アジア地域における国際文化交流の推進 | ○東アジア文化芸術会議の開催 (東アジア諸国の文化人、芸術家、学識経験者等が一堂に会する会議の開催等により、将来的な東アジア共同体の構築に向けた「東アジア文化圏」構築のためのオピニオン・リーダーの育成を図るとともに、東アジア諸国との人的交流や文化交流の拡大に向けた機運を醸成) | 51 | 0 | 【新規】《元気な日本復活特別枠》 |
| | ○文化芸術の海外発信拠点形成事業 | 161 | 0 | 【再掲】 |